

# 個人情報保護に関する法律第32条から第34条までに規定する主務大臣の権限の行使に関する留意事項等について（一般通達）

（平成24年10月3日岩県民第444号 警察本部長）

各 部 長

首 席 監 察 官

各 所 属 長

国家公安委員会が所管する事業に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第32条から第34条までに規定する主務大臣の権限については、法第51条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第11条第1項の定めるところにより、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うこととされているものがあるが、個人情報取扱事業者が行う事業に関する事務を担当する本部の課の長（以下「本部事業担当課長」という。）が、法第32条から第34条までに規定する報告の徴収、助言、勧告及び命令（以下「報告の徴収等」という。）に関する事務を行う場合に留意すべき事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 公安委員会が行うこととされている報告の徴収等の対象事業者

国家公安委員会が所管する事業を行う別表に掲げる者のうち、法第2条第3項に定める個人情報取扱事業者

### 2 報告の徴収（法第32条）

本条は、法第4章第1節に定める個人情報取扱事業者の義務の履行に関し、主務大臣が個人情報取扱事業者に対して報告をさせることができることとしたものである。

本部事業担当課長が、法第32条に規定する報告の徴収に関する事務を行うに当たって留意すべき事項は次のとおり。

- (1) 本条に基づく報告をさせることができるのは、法第4章第1節の規定の施行に必要な限度においてであること。
- (2) 本条に基づく報告をさせることができるのは、個人情報取扱事業者に限られること。
- (3) 本条に基づく報告をさせることができるのは、個人情報の取扱いに関する事項に限られること。

### 3 助言（法第33条）

本条は、法第4章第1節に定める個人情報取扱事業者の義務の履行に関し、主務大臣が個人情報取扱事業者に対して助言をすることができることとしたものである。

本部事業担当課長が、法第33条に規定する助言に関する事務を行うに当たって留意すべき事項は次のとおり。

- (1) 本条に基づく助言をすることができるのは、法第4章第1節の規定の施行に必要な限度においてであること。
- (2) 本条に基づく助言の対象となるのは、個人情報取扱事業者に限られること。

(3) 本条に基づく助言は、個人情報の取扱いに関するものに限られること。

#### 4 勧告及び命令（法第34条）

本条は、個人情報取扱事業者が法第4章第1節に定める一定の義務に違反した場合に、主務大臣が個人情報取扱事業者に対して勧告又は命令をすることができることとしたものである。

本部事業担当課長が、法第34条に規定する勧告及び命令に関する事務を行うに当たって留意すべき事項は次のとおり。

##### (1) 本条第1項に規定する勧告

ア 本条第1項に基づく勧告をすることができるのは、個人情報取扱事業者が法第16条（利用目的による制限）、第17条（適正な取得）、第18条（取得に際しての利用目的の通知等）、第20条（安全管理措置）、第21条（従業員の監督）、第22条（委託先の監督）、第23条（第三者提供の制限）、第24条（保有個人データに関する事項の公表等）、第25条（開示）、第26条（訂正等）、第27条（利用停止等）又は第30条第2項（手数料の額の決定）に定める義務に違反した場合に限られること。

イ 本条第1項に基づく勧告をすることができるのは、個人情報取扱事業者においてアの義務違反の事実があり、かつ、当該義務違反の状態を放置しておくことが個人の権利利益を侵害するおそれが高く、当該個人情報取扱事業者に対し、義務を履行させることが必要であると判断する場合に限られること。

ウ 本条第1項に基づき勧告をすることができる措置は、義務違反を是正するために必要な限度を超えないものであること。

エ 本条第1項に基づく勧告の対象となるのは、個人情報取扱事業者に限られること。

オ 本条第1項に基づく勧告をするに当たっては、その内容をできる限り具体的なものとし、勧告に係る措置を講ずべき期限を明確にして行うことが望ましいこと。

##### (2) 本条第2項に規定する命令

ア 本条第2項に基づく命令をすることができるのは、アの勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかった場合であり、かつ、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときに限られること。

正当な理由があるか否かの判断は、個別事例において社会通念に基づく総合的な判断によることとなるが、災害等により義務の履行が困難になっている場合等がこれに含まれること。

個人の権利利益の侵害が重大であるか否かは、取り扱われている個人情報の性質、侵害される個人の権利利益の広範性等から総合的に判断されるものであること。

イ 本条第2項に基づく命令の対象となるのは、個人情報取扱事業者に限られること。

アの勧告をした時に個人情報取扱事業者に該当していた者であっても、命令をしようとする時に個人情報取扱事業者に該当しなくなっている場合には、命令をすることはできないこと。

ウ 本条第2項に基づき命令をすることができるのは、勧告に係る措置をとるべきことに限られること。

したがって、勧告に係る措置に加えて新たな措置をとるべきことや勧告に係る措置とは異なる措置をとるべきことを命令することはできないが、勧告に係る措置の

一部をとるべきことを命令することは妨げられないこと。

(3) 本条第3項に規定する命令

ア 本条第3項に基づく命令をすることができるのは、個人情報取扱事業者が、法第16条（利用目的による制限）、第17条（適正な取得）、第20条（安全管理措置）、第21条（従業者の監督）、第22条（委託先の監督）又は第23条第1項（第三者提供の制限）に定める義務に違反した場合に限られること。

イ 本条第3項に基づく命令をすることができるのは、アの義務違反の事実があり、かつ、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認められるときに限られること。

個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があるときとしては、個人の信用や名誉を著しく毀損する個人データが法に違反して広範に第三者に対して提供され続けている場合等が考えられること。

ウ 本条第3項に基づく命令の対象となるのは、個人情報取扱事業者に限られること。

エ 本条第3項に基づく命令をするに当たっては、義務違反を是正するために必要な限度を超える措置をとることを命令することはできないこと。

5 他の主務大臣との連絡、協力等

法第36条第3項は、法第4章第1節の規定の施行に当たり、主務大臣が相互に緊密に連絡し、及び協力することを義務付けている。

他の主務大臣との連絡、協力等に関する留意事項は次のとおり。

(1) 個人情報取扱事業者が複数の大臣等の所管にわたる事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する大臣等がそれぞれの所管する事業における個人情報の取扱いについての主務大臣となることから、特定の事業について複数の主務大臣が共管する場合には、共管となる関係省庁間で十分な連携を図り、権限を行使する必要があること。

(2) 法第36条第1項第1号の規定により、所管の事業に係る個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち、雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）についても、主務大臣とされていることから、雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、厚生労働省（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通省）との間で十分な連携を図り、権限を行使する必要があること。

(3) 政令第13条第1項の規定により、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、複数の主務大臣があるときは、報告の徴収及び助言については、単独に権限を行使することを妨げないとされているが、その場合には、同条第2項の規定により、速やかに、権限を単独に行使した結果を他の主務大臣に通知するものとされていること。

(4) 個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等が明らかでない場合には、法第36条第1項ただし書の規定により内閣総理大臣が主務大臣を指定することができることとされており、内閣府が、各省庁の所掌事務に照らして、関係の深い省庁に照会の上主務大臣を特定し、又は、必要な場合には個人情報保護関係省庁連絡会議を活用することにより、指定を行うものとされているところ、内閣府及び関係省庁との間で十分

な連携を図る必要があること。

## 6 適用除外及び主務大臣の権限の行使の制限

法は、第50条において法第4章の規定の適用除外を、第35条において法第32条から法第34条までに規定する主務大臣の権限の行使の制限を定めている。法第50条及び第35条に関する留意事項は次のとおり。

### (1) 適用除外（法第50条関係）

報道機関（報道を業として行う個人を含む。）が報道の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、著述を業として行う者が著述の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、宗教団体が宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、政治団体が政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、法第4章の規定は適用されず、当該個人情報の取扱いに関し法第32条から第34条までに規定する主務大臣の権限が行使されることはないこと。したがって、法第50条第1項各号に掲げる者による個人情報の取扱いに関する苦情案件等に対応する場合において、当該個人情報を取り扱う目的に当該各号に掲げる目的が一部でも含まれると判断するときは、報告の徴収等を行ってはならないこと。

### (2) 主務大臣の権限の行使の制限（法第35条）

報告の徴収等を行うに当たっては、日本国憲法の下で保障された表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないこととされていること。

法の執行に当たり侵害してはならない基本的人権はこれらに限られるものではないこと。

法第50条第1項各号に掲げる者が当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に、当該者に対して個人情報取扱事業者が個人情報を提供する行為については、報告の徴収等を行ってはならないこと。

## 7 公安委員会が単独で処理することができる事務

政令第11条第1項後段の規定により、報告の徴収等を行うこととなる地方公共団体の長等が複数ある時に、公安委員会が単独に行うことができるのは、法第32条に規定する報告の徴収及び法第33条に規定する助言に限られること。

## 8 警察庁への報告等

### (1) 一の都道府県の区域をまたがって事業を行う個人情報取扱事業者に関する報告等

都道府県の区域をまたがって事業者が活動している場合等には、一の都道府県警察において十分に事業者の事業活動を把握することが困難であるところ、一の都道府県の区域を超えて事業を行う個人情報取扱事業者について、公安委員会が報告の徴収等を行うときは、本部事業担当課長は、あらかじめ、警察庁事業所管課長に報告し、調整を受けること。

### (2) 他の主務大臣との連絡、協力等に関する報告

公安委員会が行う報告の徴収等の対象となる個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いについて、法第36条第1項の規定による主務大臣が複数あるときは、本部事業担当課長は、あらかじめ、警察庁事業所管課長に報告すること。

(3) 国家公安委員会への結果報告

公安委員会は、報告の徴収等を行ったときは、政令第11条第4項の規定により、速やかに、その結果を国家公安委員会に報告しなければならないところ、この報告に関する事務は、本部事業担当課長が警察庁事業所管課長を通じて行うこと。

9 その他

- (1) 本部事業担当課長は、その担当する事業を行う個人情報取扱事業者による大規模な個人情報漏洩事案等に関する情報の収集等に努めること。
- (2) 各所属長は、個人情報取扱事業者に係る法第15条から第31条までに規定する義務に違反する個人情報の不適正な取扱いを認知したときは、当該個人情報取扱事業者の名称、個人情報の取扱状況その他参考となる事項を遅滞なく本部事業担当課長に報告すること。

## 別表

	法令	事業者	事業所管所属
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	風俗営業者	生活安全企画課
2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	店舗型性風俗特殊営業を営む者	"
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	無店舗型性風俗特殊営業を営む者	"
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	映像送信型性風俗特殊営業を営む者	"
5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	店舗型電話異性紹介営業を営む者	"
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	無店舗型電話異性紹介営業を営む者	"
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	飲食店営業者	"
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	興行場営業を営む者	"
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	特定性風俗物品販売等営業を営む者	"
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	接客業務受託営業を営む者	"
11	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	都道府県風俗環境浄化協会	"
12	古物営業法(昭和24年法律第108号)	古物商	"
13	古物営業法(昭和24年法律第108号)	古物市場主	"
14	古物営業法(昭和24年法律第108号)	古物競りあつせん業者	"
15	質屋営業法(昭和25年法律第158号)	質屋	"
16	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	指定射撃場の設置者及び管理者	生活環境課
17	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	教習射撃場の設置者及び管理者	"
18	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	練習射撃場の設置者及び管理者	"
19	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)	猟銃等保管業者	"
20	道路交通法(昭和35年法律第105号)	確認事務の委託を受けるために都道府県公安委員会の登録を受けた法人	交通指導課

21	道路交通法（昭和35年法律第105号）	届出自動車教習所	運転免許課
22	道路交通法（昭和35年法律第105号）	指定自動車教習所	〃
23	道路交通法（昭和35年法律第105号）	指定講習機関	〃
24	道路交通法（昭和35年法律第105号）	認定運転免許取得者教育を行う者	〃
25	道路交通法（昭和35年法律第105号）	都道府県交通安全活動推進センター	交通企画課
26	警備業法（昭和47年法律第117号）	警備業者	生活安全企画課
27	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	犯罪被害者等早期援助団体	県民課
28	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）	自転車防犯登録業者	生活安全企画課
29	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	都道府県暴力追放運動推進センター	組織犯罪対策課
30	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	自動車運転代行業者	交通企画課
31	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘因する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）	インターネット異性紹介事業者	生活環境課
32	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	探偵業者	生活安全企画課